

令和4年度

宇佐市農業委員会
第4回(7月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第4回定例総会会議録

令和4年8月5日（金）午前9時30分より宇佐市役所23会議室において会長が第4回（7月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	3番 西 時行 委員	4番 久保 公志郎 委員
5番 永松 徳章 委員	6番 安部 仲雄 委員	7番 萩原 久邦 委員
8番 久保田 昭廣 委員	10番 川谷 正一 委員	11番 佐藤 俊徳 委員
12番 河野 一雄 委員	13番 永岡 卓巳 委員	14番 丹生 猛 委員
15番 塚崎 正和 委員	17番 池田 雅彦 委員	18番 安藤 宝太 委員
19番 阿部 善浩 委員		

欠席委員

2番 安倍 隆司 委員	9番 安部 正博 委員
-------------	-------------

事務局

石川事務局長、山崎農政係総括、遠嶋農地係総括、農政係渡邊主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第24号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第25号	非農地証明願について
	議案	第26号	農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第27号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について

	報告	第11号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第12号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告	第13号	農地法第3条許可処分の取消について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第4回7月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 赤坂 州男 委員、3番 西 時行 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の渡邊主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第23号3条許可申請は14件で、地区毎の内訳は、長洲地区5件、5筆、4,777㎡、駅川地区3件、5筆、2,564㎡、四日市地区4件、8筆、4,603㎡、安心院地区1件、1筆、350㎡、院内地区1件、13筆、10,518㎡となっております。

2ページをお開きください。

議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。

令和4年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

事務局

3ページをお開きください。

長洲地区です。

番号1と2は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

番号3と4は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

長洲地区 番号3【議案書番号長洲3朗読】

長洲地区 番号4【議案書番号長洲4朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号5【議案書番号長洲5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

事務局

6 ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

番号3と4は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

番号3は、譲渡人が高齢で労力不足のため、番号4は、譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

8 ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

9 ページをご覧ください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補

議 長 足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和4年8月2日午前9時30分より、本庁2階27会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」
長洲地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和4年8月3日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員13名中13名出席のもと開催いたしました。

議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」
駅川地区3件、四日市地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和4年8月1日午前10時より、安心院支所2階 視聴覚室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。

議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」
安心院地区1件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第24号5条許可申請は3件でなっています。
地区毎の内訳は、地区ごとの内訳は、駅川地区2件、3筆、544㎡、院内地区1件、1筆、310㎡となっています。

11ページをお開きください。
議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。
令和4年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

12ページをお開きください。
駅川地区です。
駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】
贈与による所有権移転です。
資材置場用地としての転用で、建築資材置場を整備する計画です。立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘察し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】
3年間の使用貸借権の設定です。

事務局 進入路用地としての転用ですが、すでに一部を別府地区公民館への進入路として利用しており、その事を深く反省する旨の始末書が添付されています。今回は、すでにある進入路を拡張して整備する計画です。立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

13ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地への転用で、自宅の駐車場として整備する計画です。立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

池田地区審会長 議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」
院内地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果
報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明
があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たして
いると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可
相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり許可するこ
とに決定いたしました。

議長 次に議案第25号「非農地証明願について」を、議題に供しま
す。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第25号非農地証明願は、7件で、地区ごとの内訳は、駅
川地区1件、2筆、813㎡、四日市地区1件、1筆、92㎡、安心
院地区2件、3筆、2,305㎡、院内地区3件、19筆、5,015㎡と
なっています。

14ページをお開きください。

議案第25号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証
明の願出があったので審議を求める。

令和4年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

事務局

15ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和36年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

16ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和59年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

17ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成14年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

昭和55年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

18ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

農地法施行以前の昭和8年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

農地法施行以前の昭和10年頃から山林化しているため非農地証明願を行うものです。

院内地区 番号3 【議案書番号院内3朗読】

昭和40年頃から山林化及び宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

議 長 以上で議案の説明を終わります。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第25号「非農地証明願について」

駅川地区1件、四日市地区1件について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第25号「非農地証明願について」

安心院地区2件、院内地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
次に、議案第26号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

20ページをお開きください。

議案第26号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和4年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

21ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、22ページ以降のようになっております。

続きまして、25ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、26ページ以降のようになっております。

地区審議会後の訂正がありますので、説明させていただきます。27ページをお開きください。宇佐地区2番 貸人(株)未来電力、借人 公益社団法人 大分県農業農村振興公社の畑3筆の年間貸借額を地区審議会にて10万円と議題に記載していましたが、1万円へと訂正しております。この案件は、配分にも関係してきます。52ページをお開きください。公益社団法人 大分県農業農村振興公社が(株)未来農林へ貸し付ける内容になります。この貸借額も10万円から1万円へと訂正しております。

続きまして、41ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転は集計表 朗読】

詳細につきましては、42ページ以降のようになります。

続きまして、57ページをお開きください。農地売買等支援事業による一時貸付です。

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

その前に、先ほど訂正が入った件についてですが、地区審議会にて10万円の金額はおかしいのではないか？の意見が出てからの訂正です。配布資料については、十分に目を通してからの配布をお願いします。1万円と10万円では、大きな違いになりますので数字に関しては、特に注意をお願いします。

議案第26号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第26号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第26号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画

赤坂地区審会長

の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。
次に、議案第27号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 46ページをお開きください。
議案第27号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)について市長より意見聴取の依頼があったので審議を求める。

令和4年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

47ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、48ページ以降のようになっております。先ほどの農用地利用集積計画(案)で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用配分計画(案)にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

- 議 長 以上で議案の説明を終わります。
ありがとうございました。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。
- 久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第27号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」
市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。
- 議 長 駅川・四日市地区お願いします。
- 赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第27号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」
市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。
- 議 長 安心院・院内地区お願いします。
- 池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第27号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」
市長より依頼があり、安心院地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。
- 議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
- 安部仲雄委員 配分計画についてですが、貸借額が入っている箇所と入っていない箇所があるが、入っていない場合は「0円」なのか？
- 事務局 はい、そのようになります。貸し借りの方法は、二通りあります。「貸借権」と記載されているものは、金額の表記があります

事務局 物が、「使用貸借」と記載しているものは、無償の場合なので金額欄は空白になっています。

P 4 7 の農用地利用配分計画集計表の利用権設定種類別面積をご覧ください。配分では、「賃借権」は、110,584㎡、「使用貸借」は、123,604㎡と面積では半数以上が無償での「使用貸借」となっております…

安部 仲雄 委員 物納の場合は、無償になるのですか？

事務局 配分計画についての支払いは中間管理機構を挟んでのやり取りを行いますので、現金を中間管理機構に納め、中間管理機構が現金を渡すことを行っており、物納（米等）での取り扱いは行っていません。

安部 仲雄 委員 中間機構では、使用貸借となっていて、相手側と物納（米）でのやり取りをしているということは？

事務局 表に出てこないことなので、把握はできていません。

安部 仲雄 委員 その辺が曖昧になっているのではないかと思います。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 2 7 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 2 7 号は原案のとおり承認しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第 1 1 号及び 1 3 号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。
6 7 ページをお開き下さい。
報告第 1 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」
農地法第 3 条の 3 第 1 項及び同法施行規則第 21 条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和 4 年 8 月 5 日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

事務局 内訳は68ページからの9件がございました。

地区別の内訳は、駅川地区1件、14筆、6,578㎡、四日市地区2件、10筆、7,520㎡、安心院地区5件、68筆、40,713㎡、院内地区1件、23筆、15,064㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

79ページをお開き下さい。

報告第12号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和4年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は80ページからの30件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区3件、6筆、6,041㎡、宇佐地区4件、29筆、29,670㎡、駅川地区9件、75筆、76,547㎡、四日市地区6件、14筆、19,899㎡、安心院地区7件、20筆、18,906㎡、院内地区1件、2筆、4,239㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

97ページをお開き下さい。

報告第13号「農地法第3条許可処分の取消について」

農地法第3条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和4年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は98ページからの3件がございました。長洲地区2件、2筆、1720㎡、安心院地区1件、5筆、5,247㎡です。長洲地区1番と2番は、平成9年1月29日付け売買による所有権移転で3条許可済となっておりましたが、所有権移転登記前に譲渡人が死亡した等、登記が困難になったため、安心院地区1番は、令和4年3月7日付け売買による所有権移転で3条許可済みとなっておりましたが、農地売買等支援事業を利用するため許可処分を取り消したものです。

事務局 以上で報告の説明を終わります。

議 長 　ただ今の報告第11号及び13号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長 　よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 　来月8月の令和4年度第5回定例総会は、9月5日月曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 　それでは、以上をもちまして、
宇佐市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。

午前10時17分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和4年8月5日

議 長 菅原 維範 ⑩

署名委員 赤坂 州男 ⑩

署名委員 西 時行 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。